

47 厚生年金保険

1 厚生年金保険（厚生年金）とは

厚生年金保険は、労働者の老齢、障害または死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を目的とする。

事業主体（保険者）は政府である（運営は日本年金機構）。

厚生年金に加入すると、原則として国民年金の第2号被保険者に該当することとなり、国民年金と厚生年金2つの保険制度に加入することになる。

年金の種類	厚生年金 国民年金（基礎年金）	⇒	給付の原因と種類		
			老齢	障害	遺族（死亡）
			老齢厚生年金	障害厚生年金及び障害手当金	遺族厚生年金
			老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金

☆制度全般については、[日本年金機構ホームページ](http://www.nenkin.go.jp/)を参照 <http://www.nenkin.go.jp/>

2 適用事業所と被保険者資格

→ [No.46 健康保険] と共通、併せて本項で記載。

(1) 適用事業所

事業所単位で適用を受け、加入が義務づけられている「強制適用事業所」と、厚生労働大臣の認可を受けて加入する「任意適用事業所」とがある。

「強制適用事業所」は、国、地方公共団体又は法人の事業所であって常時労働者（事業主のみの場合を含む）を使用するものと、下表の適用16業種で常時5人以上の労働者を使用する個人事業所【**健康保険法第3条第3項**】及び船員法第1条に規定する船員として船舶所有者に使用される者が乗り組む船舶（厚生年金保険のみ【**厚生年金保険法第6条第1項**】）である。

「強制適用事業所」以外の事業所についても、その事業所に使用される者（適用除外者を除く）の2分の1以上の同意を得て事業者が申請し、厚生労働大臣の認可を受けることによって「任意適用事業所」になることができる【**厚生年金保険法第6条第3項**】。「任意適用事業所」になると、その事業所に使用される対象となる労働者は、加入に不同意であった者も含め被保険者となる（70歳以上の者、適用除外となる者を除く）。

通常、健康保険と厚生年金保険は同時加入となる（一部例外を除く）。

適用業種	1) 製造業（物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体）、2) 土木建築業、3) 鉱業（採掘、採取）、4) 電気ガス業（電力その他の動力の発生、伝導、供給など）、5) 運送業（貨物、旅客など）、6) 貨物積卸し業（車両、航空機、船舶、倉庫などの積込、積降）、7) 焼却、清掃、とさつ業、8) 物品販売業、9) 金融保険業、10) 保管賃貸業（倉庫、住宅、車両、書籍、衣装その他のリース）、11) 媒介周旋業（仲介、代理、周旋、証券業など）、12) 集金、案内、広告業、13) 教育、研究、調査業（各種学校、興信所など）、14) 医療業、15) 通信報道事業、16) 社会福祉事業・更生保護事業
------	--

※第一次産業（農林・水産・畜産業）、接客娯楽業（旅館、料理店、飲食店等）、理容・美容業（理髪店、美容店、エステティックサロン等）、映画の制作又は映写、演劇その他の興行の事業、法務の事業（弁護士・公認会計士等）、宗教の事業（神社・寺院・教会等）は、非適用業種である。非適用業種の個人事業所では、5人以上の労働者が使用されていても強制適用事業所にはならない。

(2) 被保険者資格

適用事業所に使用される者で70歳未満の者は、当然に被保険者となる。

個人事業主は厚生年金に加入できないが、法人の役員等であっても、法人から労務の対象として報酬を受けている者は被保険者となる【**昭24.7.28.保発第74号「法人の代表者又は業務執行者の被保険者資格について」**】。

ただし、次の者は適用除外となり、このうちア～エに該当する場合は「日雇特例被保険者」となる。

ア 臨時に使用される者で、日々雇い入れられる者

※ ただし、1 か月を超えて引き続き使用されるに至った場合は、その超えた日から被保険者となる。

イ 臨時に使用される者で、2 月以内の期間を定めて使用される者（船員を除く）

※ ただし、所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合は、その超えた日から被保険者となる。

ウ 季節的業務に使用される者（船員を除く）

※ ただし、当初から継続して4 月を超えて使用される場合は、当初から被保険者となる。

エ 臨時的事業の事業所に使用される者

※ ただし、当初から継続して6 月を超えて使用される場合は、当初から被保険者となる。

オ 所在地が一定しない事業所に使用される者

カ 一定の短時間労働者（パートタイム・有期雇用労働者）・・・後述

※健康保険の場合は、以下の者も適用除外となる。

（ア）船員保険の被保険者

（イ）国民健康保険組合の事業所に使用される者

（ウ）後期高齢や医療制度の被保険者 等

＜厚生年金の加入対象でない場合＞

国民年金（第1号被保険者）に加入しなければならないが、20歳に達したことにより第1号被保険者の資格を取得する場合であって住民基本台帳法の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることにより20歳に達した事実を確認できるときは、資格取得の届け出は不要である。

厚生年金に加入している被保険者（65歳以上70歳未満で老齢または退職を理由とする年金の受給権を有する人を除く）に扶養される20歳以上60歳未満の配偶者は、国民年金の第3号被保険者となる。

（3）被保険者資格の得喪に係る手続き

労働者は、適用事業所に使用された日若しくは使用される事業所が適用事業所となった日又は適用除外に該当しなくなった日にそれぞれ被保険者の資格を取得し、原則として次のいずれかに該当するに至った日の翌日（オに該当する場合はその日）に被保険者の資格を喪失する【厚生年金保険法施行規則第15条】、【健康保険法第35条、第36条】。

ア 死亡したとき

イ その事業所に使用されなくなったとき

ウ 任意適用事業所の適用取消しの認可があったとき

エ 適用除外の規定に該当するに至ったとき

オ 70歳に達したとき

※健康保険の場合は、「後期高齢者医療保険」の被保険者となったとき。

《「後期高齢者医療保険」の被保険者》【高齢者の医療の確保に関する法律第52条】

①75歳以上の者

②65歳以上75歳未満の者であって、所定の障がいの状態にある旨の後期高齢者医療広域連合の認定を受けた者

事業主は、当該事実のあった日から5日以内に、年金事務所に対し、資格取得届又は資格喪失届を提出しなければならない【厚生年金保険法施行規則第22条】、【健康保険法施行規則第24条第1項、同規則第29条第1項】。

《70歳以上被用者》

70歳に達した後も被保険者に該当する要件を満たす場合（船員を除く）であって、かつて厚生年金保険の被保険者であったことがある者については、「70歳以上被用者」として老齢厚生年金の支給停止（在職老齢年金）の対象となるため、「厚生年金保険70歳以上被用者該当届」を年金機構に提出しなければならない。ただし、次のいずれにも該当する被保険者については、特に届出は不要である。

（1）70歳到達日以前から適用事業所に使用されており、70歳到達日以降も引き続き同一の適用事

業所に使用される被保険者。

(2) 70歳到達日時点の標準報酬月額相当額(※)が、70歳到達日の前日における標準報酬月額と同額である被保険者

なお、70歳到達時に日本年金機構から事業主へ「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「厚生年金保険70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ」が送られてきたとき、70歳到達日以降の標準報酬月額相当額が実際の標準報酬月額と異なり訂正が必要な場合は、事業主は年金事務所に「70歳到達届」を提出しなければならない。

また、70歳以上被用者(船員を除く)が70歳以上被用者に該当しなくなった場合、事業主は、当該事実のあった日から5日以内に「70歳以上被用者不該当届」を年金機構に提出しなければならない。

<登録型派遣の場合の資格喪失について>

登録型派遣において、派遣終了後、次の派遣までの間に無就労の期間が生じると、原則として健康保険を任意継続に切り替えるか、国民健康保険に加入し直さなければならない。また、厚生年金には任意継続制度はなく、国民年金に加入しなければならない。

ただし、派遣就業に係る一の雇用契約の終了後、最大一月以内に同一の派遣元事業主のもとの派遣就業に係る次の雇用契約(1月以上のものに限る)が確実に見込まれるときは、使用関係が継続しているものとして取り扱い、被保険者資格を喪失させないこととして差し支えないとされている【平 27. 9. 30 保保発 0930 第 9 号 年管管発 0930 第 11 号】。

3 事業主が保険加入していない場合の取扱い → [No.45 健康保険] と共通、併せてこちらで記述。

会社が強制適用事業所であり、労働者に被保険者資格があるにもかかわらず、厚生年金又は健康保険に加入していなかった場合、遡って加入することができる(最長2年間)。

その際、保険料の請求は労働者負担分も合わせて会社に対してなされる。本来、保険料は労使が2分の1ずつ負担するが、会社が加入を怠っていた場合には、会社が責を認めて遡及した保険料全額を負担する場合もある。本来の労使折半負担を原則として会社が立て替えた労働者負担分を労働者に請求してきた場合は、労使で十分協議することが必要である。

4 保険給付

(1) 給付の種類

給付の種類は、ア 老齢厚生年金、イ 障害厚生年金(又は障害手当金)、ウ 遺族厚生年金があり、国民年金(基礎年金)に上乗せして給付される。

(2) 老齢給付の手続き(※保険給付の時効は5年)

老齢給付には、老齢基礎年金と老齢厚生年金があり、双方が給付される。

《老齢基礎年金》の支給要件等【国民年金法第26条】

ア 受給資格期間：保険料納付済期間及び合算対象期間を合算した期間が10年以上であること

イ 支給開始年齢：原則65歳(ただし、請求すれば、支給の繰上げ・繰下げが可能)

ウ 支給額：被保険者期間が40年以上の人は満額で月65,141円(令和2年度の額)。40年未満の人は加入期間月数によって異なる

※支給繰上げの場合は年金額が減額され、繰下げの場合は増額される。

☆「[年金の繰上げ・繰下げ受給](https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/roureinenkin/kuriage-kurisage/index.html)」については日本年金機構ホームページ参照

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/roureinenkin/kuriage-kurisage/index.html>

《老齢厚生年金》の支給要件等【厚生年金保険法第42条】

ア 受給資格期間：厚生年金保険料の納付済期間及び合算対象期間を合算した期間が10年以上あり、かつ、1月以上の厚生年金保険の被保険者期間を有すること

イ 支給開始年齢：原則65歳(※生年月日により支給年齢が異なる場合あり)

ウ 支給額：報酬比例部分・原則、過去の被保険者期間の平均標準報酬月額に所定の給付

乗率及び被保険者期間の月数（最低保障・上限なし）を乗じて算出した額

経過的加算・・昭和60年改正前の旧法により「定額部分」として支給されていた年金額と老齢基礎年金相当額との差額分が支給されるもの

加給年金額・・年金額の計算の基礎となる厚生年金の被保険者期間が240月以上あり、かつ、原則65歳到達時等の権利取得時に、その者によって生計を維持していた65歳未満の配偶者又は子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び20歳未満で障害等級1級もしくは2級に該当する障がいのある状態にある子に限る）がある場合に、受給権者の生年月日等に応じた額を加算（受給権者が若いほど特別加算の額は大きい）

《特別支給の老齢厚生年金》

厚生年金の支給開始年齢は65歳に引き上げられたが、昭和36年4月1日以前生まれ（男）、昭和41年4月1日以前生まれ（女）生まれで老齢基礎年金の受給資格期間が10年以上あり、厚生年金保険等に1年以上加入していた60歳以上の者については、60歳から65歳までの間、生年月日に応じて「特別支給の老齢厚生年金」【厚生年金法附則第8条、第8条の2】が支給されるなど、経過措置が設けられている。

☆「特別支給の老齢厚生年金について」は日本年金機構ホームページ参照

<http://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/roureinenkin/jukyu-yoken/20140421-02.html>

(3) 支給停止、他の給付等との併給調整

ア 年金の支給停止

老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金を含む）の受給権者が被保険者等として在職（勤務）している場合、「在職老齢年金」として支給停止の対象となる。

【65歳未満の在職老齢年金】

(ア) 総報酬月額相当額（標準報酬月額と、その月以前の1年間の標準賞与額の総額を12で除して得た額とを合算して得た額）と基本月額（年金月額）の合計額が28万円に達するまでは、年金を全額支給（支給停止なし）

総報酬月額相当額		28万円
基本月額（年金月額）		

(イ) 基本月額が28万円以下で、かつ総報酬月額相当額が47万円以下であるとき
47万円と基本月額の合計額から28万円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額に、総報酬月額相当額から47万円を控除して得た額を加えた額が支給停止される

総報酬月額相当額	(A) - (B)	} 全額が支給停止	
	47万円		
基本月額（年金月額）			28万円

(ウ) 基本月額が28万円以下で、かつ総報酬月額相当額が47万円以下であるとき
総報酬月額相当額に1/2を乗じて得た額が支給停止される

総報酬月額相当額	} 1/2相当額が支給停止	
基本月額（年金月額） ※47万円以下		
		28万円

(エ) 基本月額が28万円を超え、かつ総報酬月額相当額が47万円を超えるとき
47万円に2分の1を乗じて得た額に、総報酬月額相当額から47万円を控除して得た額が支給停止される

総報酬月額相当額	(A) - (B)	} 全額が支給停止 } 1/2 相当額が支給停止
(A)	47 万円 (B)	
基本月額 (年金月額)		28 万円

【65 歳以上の在職老齢年金】

(ア) 総報酬月額相当額と基本月額の合計額が 47 万円を超えない場合は、年金を全額支給 (支給停止はなし)

総報酬月額相当額		47 万円
基本月額 (年金月額)		

(イ) 総報酬月額相当額と基本月額の合計額が 47 万円を超えるときは、その超えた額の 2 分の 1 相当額が支給停止される

基本月額 (年金月額)	} この額の 1/2 相当額が支給停止	47 万円
総報酬月額相当額		

(ウ) 総報酬月額と基本月額の合計額から 47 万円を控除して得た額の 2 分の 1 相当額 (支給停止額) が基本月額以上であるときは、経過的加算額及び繰下げ加算額を除き、年金の全部の支給が停止される

基本月額 (年金月額)	} この額の 1/2 相当額が基本月額以上 であるときは、全部支給停止	47 万円
総報酬月額相当額		

イ 失業等給付との調整

65 歳未満の「特別支給の老齢厚生年金」の受給者は、雇用保険の基本手当 (失業等給付) を同時に受給することはできず、調整対象期間 (ハローワークで求職の申込みを行った日の属する月の翌月から失業給付の受給期間が経過した日の属する月 (または所定給付日数を受け終わった日の属する月)) まで、年金が全額支給停止される。

ウ 65 歳未満の「特別支給の老齢厚生年金」の受給者は、雇用保険の「高年齢雇用継続給付」(高年齢雇用継続基本給付金または高年齢再就職給付金) を受けることができる場合、低在老の仕組みにより支給調整された老齢厚生年金について、賃金月額に応じて、さらに最高で標準報酬月額に 100 分の 6 を乗じて得た額が支給停止される。

5 退職等により被保険者資格を喪失した際の取扱い

厚生年金保険の適用事業所を退職し、他の適用事業所に雇用されない場合は、60 歳までは国民年金 (第 1 号被保険者) に加入しなければならず、第 2 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更手続きを住所地の市区町村の国民年金担当窓口で行う必要がある。

なお、被扶養者として国民年金の第 3 号被保険者であった配偶者がある場合は、その者も 60 歳未満であれば同様に第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更手続きが必要となることに注意。

※ 退職後、会社員である配偶者の被扶養者 (国民年金第 3 号被保険者) となる場合は、配偶者の勤務先または共済組合を経由して届出の手続きを行う **【国民年金法第 12 条】**。

6 保険料

被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額に保険料率 18.3% を乗じて算出され、事業主と被保険者が 2 分の 1 ずつ負担する。納付は、月の末日に在職する被保険者について、事業主が翌月末までに労使各々

の負担分を合わせて行う。

※ 産前産後休業・育児休業の期間中については、事業主の申出により、被保険者負担分・事業主負担分ともに免除となる。なお、この期間は、健康保険の場合と同様、保険料を納めた期間として扱われる。

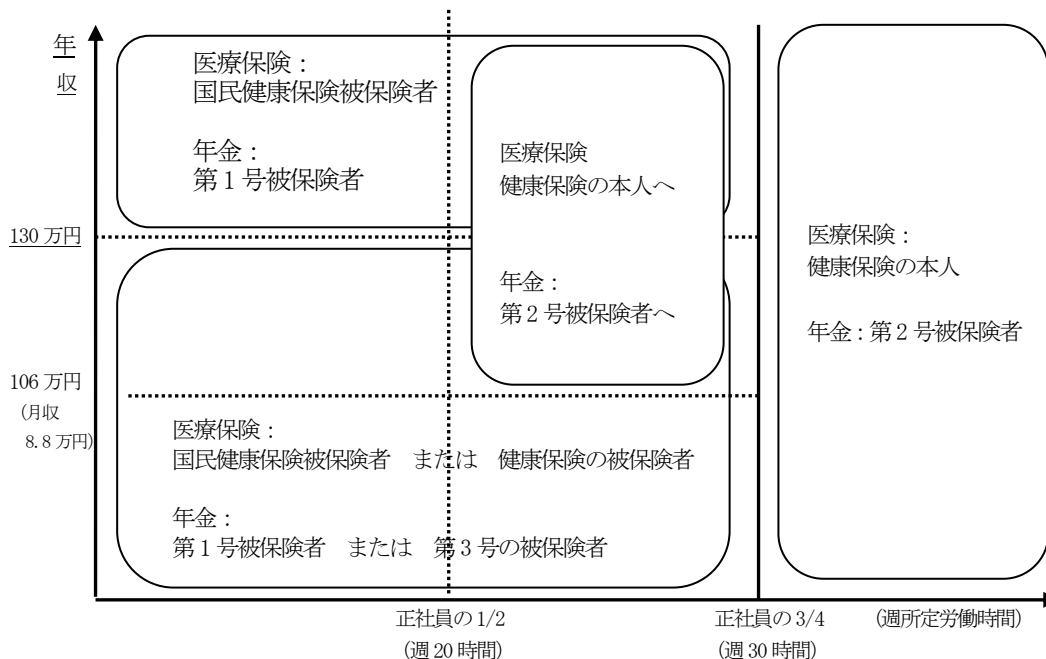
7 パートタイム・有期雇用労働者等短時間労働者の厚生年金・健康保険

パートタイム労働者や有期雇用労働者等であっても、1週の所定労働時間及び1月の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の4分の3以上である場合には被保険者となる。

(登録型の派遣労働者については、派遣先で同種の業務に従事している通常の労働者と比較する)

また、勤務時間、勤務日数が通常の労働者の4分の3未満であっても、以下の要件すべてを満たす場合には、適用除外に該当せず、被保険者となる。

- (1) 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- (2) 月額賃金が8.8万円以上(年収106万円以上)であること
- (3) 当該事業所に継続して雇用期間が1年以上見込まれること
- (4) 学校教育法に規定する高等学校の生徒、大学の学生等(夜間、通信、定時制の者は除く。休学中や卒業を予定している者であって適用事業所に使用され、卒業した後も引き続き当該適用事業所に使用されることになっている場合は被保険者となる場合がある)でないこと
- (5) アまたはイのいずれかに該当すること
 - ア 被保険者数501人以上の企業等に勤めていること
 - イ 被保険者数500人以下の企業等に勤めていて、厚生年金保険・健康保険の加入について労使の合意がなされていること



8 脱退一時金

ア 支給要件：厚生年金保険の被保険者期間が6月以上である日本国籍を有しない者(国民年金の被保険者でないものに限る)は、次のすべての要件を満たすときは、脱退一時金の支給を請求できる。

- (1) 保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が10年に満たないこと
- (2) 日本国内に住所を有しないこと
- (3) 障害厚生年金又は障害手当金の受給権を有したことがないこと
- (4) 最後に国民年金の被保険者資格を喪失した日(同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて日本国内に住所を有しなくなった日)から起算して2年を経過していないこと

イ 支給額：被保険者期間の平均標準報酬額に支給率を乗じて得た額

支給率・最終月（最後に被保険者資格を喪失した日の属する月の前月）の属する年の前年 10 月の保険料率（最終月が 1 月から 8 月までの場合にあつては、前々年 10 月の保険料率）に 2 分の 1 を乗じて得た率に、被保険者期間に応じて定められた数を乗じて得た率

※脱退一時金は、保険料のいわゆる「掛け捨て」を救済するための制度であり、同一人に対する脱退一時金の支給回数についての制限はない。

また、脱退一時金の支給を受けたときは、その額の計算の基礎となった被保険者期間は、被保険者でなかったものとみなされる。

9 公的年金制度の仕組み

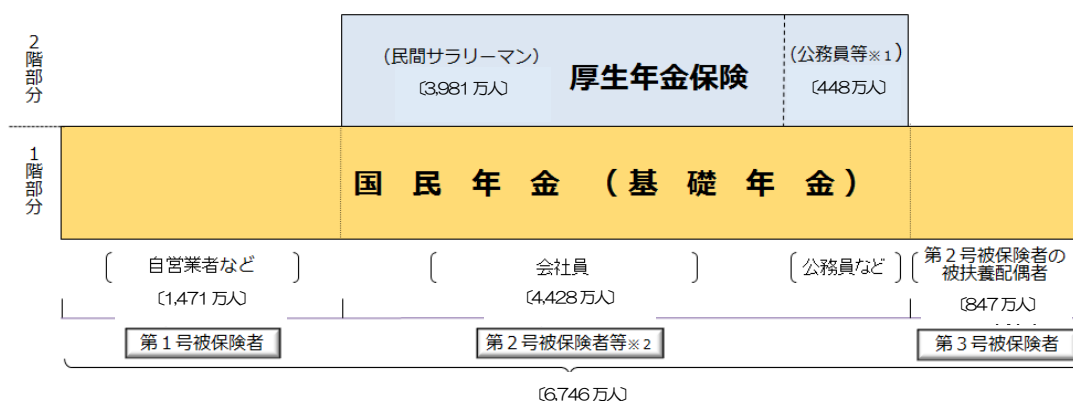
厚生労働省ホームページ「[公的年金制度の概要](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/zaisei01/index.html)」より（※加入者数は平成 31 年 3 月末時点の人数）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/zaisei01/index.html>

公的年金制度の仕組み

- ◆公的年金制度は、加齢などによる稼働能力の減退・喪失に備えるための社会保険。（防貧機能）
- ◆現役世代は**全て国民年金の被保険者**となり、高齢期となれば、**基礎年金**の給付を受ける。（1 階部分）
- ◆民間サラリーマンや公務員等は、これに加え、**厚生年金保険**に加入し、**基礎年金**の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。（2 階部分）

[] 内は加入者数



※ 1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成 27 年 10 月 1 日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに年金払い退職給付が創設。ただし、平成 27 年 9 月 30 日までの共済年金に加入していた期間分については、平成 27 年 10 月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

※ 2 第 2 号被保険者等とは、被用者年金被保険者のことをいう（第 2 号被保険者のほか、65 歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む）。

10 その他の年金制度

公的年金に上乗せして支給されるもので、勤務先等で加入する場合と個人で任意に加入する場合がある（（1）から（5）は任意加入の制度）。

（1）厚生年金基金（加入者数 16 万人（平成 31 年 3 月末時点。以下同じ））

厚生年金の一部を国に代わって支給する（代行給付）とともに、上乗せ給付を行うもの。

（※平成 25 年法改正により新たな基金の設立は認められなくなったが、以後、存続している基金がある）

（2）確定給付企業年金【確定給付企業年金法】（加入者数 940 万人）

事業主が、加入期間や給与などに基づき従業員と給付の内容（老齢給付金及び脱退一時金）をあらかじめ約し、国の厚生年金の代行を行わず、上乗せの年金給付のみを行う仕組み（厚生年金基金では代行給付があるため終身年金を原則とする等の制約があった）。

規約に基づき外部の信託会社・生命保険会社などで運用する「規約型」と、基金（企業年金基金）を設立して運用する「基金型」がある。原則、事業者が掛金を負担する。

（3）企業型確定拠出年金【確定拠出年金法】（加入者数 688 万人）

事業主が導入を決定し掛金を拠出する。また、中小企業（使用する厚生年金被保険者が 100 人以下）向けに、設立手続きを緩和するとともに制度運営についても負担の少ない「簡易型企業年金」

が設けられている。

(4) **個人型確定拠出年金【確定拠出年金法】**(加入者数 121 万人)

「iDeCo (イデコ)」と呼ばれ、個人が自らの意思で加入し、掛金を拠出する制度。

(5) **国民年金基金【国民年金法】**(加入者数 36 万人)

自営業者等の国民年金第 1 号被保険者が加入員となり、基礎年金に加え、所得等に応じて加入口数や給付の型を自らを選択することにより、老後の所得保障の充実を図ることを目的とした制度。

「地域型国民年金基金」・・・原則、各都道府県に 1 個設置され、一の都道府県内に住所を有する第 1 号被保険者によって組織される。

「職能型国民年金基金」・・・同種の事業または業務につき全区を通じて 1 個設置され、全国の同種の事業または業務に従事する第 1 号被保険者によって組織される。

(6) **退職等年金給付**

被用者年金制度の一元化に伴い、平成 27 年 10 月 1 日から公務員及び私学教職員も厚生年金に加入することとなったが、このとき、共済年金の職域加算分は廃止され新たに退職等年金給付が創設された。